

暮らし

ID 1049945
本市まちづくりに関するアンケートにご協力ください


▼内容 本市の都市経営の最上位の方針となる、新たな総合計画の策定に当たり、市民の皆さんから現在の本市のまちづくりへの考えや、これからのまちづくりに対する思いなどについて募集します。

▼募集期限 11月30日。

▼その他 応募方法など、詳しくは、市HPをご覧ください。政策審議室 ☎(632) 2118へ。

ID 1048779
学校教育推進懇談会の公募委員を募集


▼任期 12月1日～令和9年3月31日。

▼内容 学校教育に関する施策および事業について、2月に開催する会議で意見を述べる。

▼応募資格 市内に1年以上在住する20歳以上の人。原則、市の他の付属機関の委員を兼ねている人や公務員を除く。

▼その他 申込方法など、詳しくは、市HPをご覧ください。学校教育課 ☎(632) 2728へ。

ID 1028985
11月10日は「無電柱化の日」


道路上から電柱や電線を無くす無電柱化の重要性について、国民の理解と関心を深めるため、「無電柱化の推進に関する法律」で、11月10日は「無電柱化の日」とされています。

本市では、防災や景観・観光、安全・快適の観点から、西原地区の蓬萊大黒通りや大谷地区の市道632号線などで無電柱化を進めています。

問 技術監理課 ☎(632) 2510

ID 1026689
市営霊園の利用者を募集


▼場所 聖山公園（上欠町・返還区画）。

▼種別 第4種（4㎡）。

▼募集区画 12区画。

▼使用料 19万円。

▼抽選日時 12月1日（火）午後2時～。

▼抽選場所 聖山公園管理事務所。

▼対象 次のすべてに該当する人。
 ①市内に引き続き6カ月以上住民登録している
 ②埋蔵すべき焼骨がある
 ③使用できる墓を持っていない。
 ただし、遠方の墓を整理

ID 1028960
地区市民センターでマイナンバーカードの出張申請を実施

問 市コールセンター ☎050 (3653) 8728
 市民課 ☎(632) 5266

マイナンバーカードの申請に必要な顔写真の撮影や申請書の記入補助を実施します。

▼会場・期日・時間 下の表の通り。

会場	期日	時間
国本区	11月11・12・13日	午前9時～ 午後4時30分
平石区	11月17・18・19日	
篠井区	11月25・26日	
城山区	12月2・3・4日	

▼対象 初めてマイナンバーカードを申請する人、マイナンバーカードの更新対象者で有効期間満了日まで3カ月未満となった人（有効期間満了後も対象）。

▼その他 マイナンバーカードの受け取り方法など、詳しくは、市HPをご覧ください。

する場合は、③に該当していなくても可。

▼申込期限 11月20日。

▼申込方法 聖山公園管理事務所、生活安心課（市役所2階）、各区

・区に置いてある申込用紙（市HPからも取り出し可）に必要な事項を書き、添付書類をお持ちの上、直接、聖山公園管理事務所へ。土・日曜日、祝休日も受け付けます。

▼その他 必要書類など、詳しくは、生活安心課または聖山公園管理事務所、各区・区に置いてある「申し込みの手引」（市HPからも閲覧可）をご覧ください。

なお、以前に市営霊園の抽選に

外れた人は添付書類を省略できる場合があります。

また、北山霊園、上河内東山霊園、河内北霊園、東の杜公園は、随時、申し込みを受け付けています。

問 生活安心課 ☎(632) 2819

ID 1041423
景観計画の変更の素案について縦覧を実施


景観計画の素案

景観形成重点地区（大谷地区）の変更。

縦覧

▼期間 11月30日～12月14日（土・日曜日、祝休日を除く）。

羽黒山梵天祭りに伴う 交通規制にご協力をお願いします

☎ 梵天祭り実行委員会事務局（上河内区内）
☎ (674) 3131

■羽黒山梵天祭り

▼日時 11月21日（土）午前9時～午後4時。

■交通規制

▼日時 11月21日（土）午前8時～午後5時30分。

▼区域 下の図の通り。

▼交通案内 路線バスは通常運行。今里停留所で下車、徒歩3分。会場周辺の駐車場は駐車台数が少ないため、公共交通を利用してご来場ください。



公益的な活動を行う団体への 寄付を募集

☎ 都市ブランド戦略課 ☎ (632) 5037

市民の公益に資する活動の維持・強化に向け、ふるさと納税を活用し、市内で公益活動を行う団体への寄付金を募集します。

▼支援できる公益活動団体 下の表の通り。

団体名	プロジェクト名	寄付目標額
県獣医師会	宇都宮市に収容された離乳前の子猫を救いたいプロジェクト2026	270万円
仁愛グループ	犬・猫の殺処分ゼロの継続・小さな命と向かい合う やさしいまちづくりプロジェクト	100万円
フードバンク うつのみや	フードバンクうつのみや運営応援PJ	100万円
KHJとちぎベリー会	ひきこもり当事者及びご家族への支援体制強化プロジェクト	60万円
東日本盲導犬協会	盲導犬育成のための訓練用車両入替にご支援をお願いします	250万円
とちぎ自主夜間中学	あなたの「学びたい」を応援します これまでも これからも	12万円
うりずん	医療的ケア児も安心して楽しめるインクルーシブ遊具を導入したい	100万円
県アイバンク	目の不自由な方々へ光をリレーする	100万円

▼その他 寄付受け入れ事業など、詳しくは、市☎をご覧ください。

▼場所 景観みどり課（市役所10階）。

■公聴会

▼日時 12月21日（月）午後3時～4時30分。

▼会場 市役所14階C会議室。

■その他

素案に意見がある人は、市長宛てに意見申出書を提出することができます。縦覧期間中に、公聴会で公述人となる意思の有無を明記し、直接または送付で、〒320-8540 市役所景観みどり課 ☎ (632) 2558へ。なお、公述希望者がいない

場合、公聴会は開催しません。

都市計画の案について 縦覧を実施

ID 1005761

■都市計画の案

宇都宮都市計画地区計画の決定（北原タウン下平出地区計画）、宇都宮都市計画地区計画の決定（小原タウン下平出地区計画）、宇都宮都市計画地区計画の決定（宝木本町ニュータウン地区計画）。

■縦覧

▼期間 11月27日～12月11日（土・



日曜日を除く）。

▼場所 都市計画課（市役所11階）。

■その他

これらの案に意見がある人は、市長宛てに意見書を提出することができます。縦覧期間中に、直接または送付で、〒320-8540 市役所都市計画課 ☎ (632) 2642へ。

住まい

水道に 加入しましょう

上下水道局では、水道が使える



地域で、まだ水道に加入していないお宅へ職員が戸別訪問し、水道への加入を案内しています（訪問する職員は身分証を携帯しています）。

水道に加入すると、水質管理された安全でおいしい水道水が利用できます。

水道に加入する工事について、詳しくは、指定給水装置工事業者（市☎から閲覧可）へお問い合わせください。

27 ☎ お客さまサービス課 ☎ (633) 31

住まい

市営住宅の入居者

11月の募集



ID 1026664

▼受付日時 11月9日まで、午前8時30分～午後5時30分。

▼受付会場 市営住宅管理センター（中央1丁目・東急コミュニティ）。

▼その他 募集住宅や入居申込資格・方法など、詳しくは、市営住宅管理センター、住宅政策課（市役所10階）、各區・団などに置いてある「入居申込案内」「市営住宅入居者募集」をご覧ください。

問 市営住宅管理センター ☎(678)8861、住宅政策課 ☎(632)2553

安全

11月はリチウムイオン

電池による

火災防止月間



ID 1029160

▼「電池類」はルールを守って排出を モバイルバッテリーやリチウムイオン電池などの「電池類」は、分別や絶縁を徹底していただくことで、ごみ収集車や処理施設における火災のリスクを減らすことができます。これからも安心・

安全に暮らせるよう、皆さんのご協力をお願いします。

▼電池類の廃棄方法 ①電池切れの状態にする②金属端子部分または十極・一極にテープを貼って絶縁する③「危険ごみ」の日に、「電池類」だけを透明または半透明のポリ袋に入れてごみステーションに出す。

▼その他 膨らんでいるモバイルバッテリーも、ごみステーションに出すことができます。

問 ごみ減量課 ☎(632)2414

ID 1017125
11月は標準営業約款普及登録促進月間

標準営業約款とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」で定められた、消費者（利用者）擁護のための制度です。厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録したお店では、店頭にSマークを掲げています。登録店は技術・安全・衛生を約束する信頼できるお店です。お店選びにご活用ください。登録方法など、詳しくは、県生活衛生営業指導センター ☎(625)2660へ。

問 生活衛生課 ☎(626)1108

正しい火災予防の知識を身に付け
大切な生命・身体・財産を守りましょう

ID 1012874

問 消防局予防課
☎(625)5505

11月9～15日は秋の全国火災予防運動週間です。火災の発生防止に努め、火災から大切な生命・身体・財産を守りましょう。

火の確認 いい日を支える いい習慣
(2026年度全国統一防火標語)

住宅防火 いのちを守る10のポイント

■4つの習慣

ID 1003301

- ▼寝たばこは絶対にしない、させない。
- ▼ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ▼こんろを使うときは、火のそばを離れない。
- ▼コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

■6つの対策

- ▼ストーブやこんろなどは、安全装置の付いた機器を使用する。
- ▼住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ▼寝具・衣類・カーテンは、防災品を使用する。
- ▼消火器などを設置し、使い方を確認する。
- ▼高齢者や体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、火災に備える。
- ▼防火防災訓練への参加・戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

「住宅用火災警報器」の設置と点検

ID 1003306

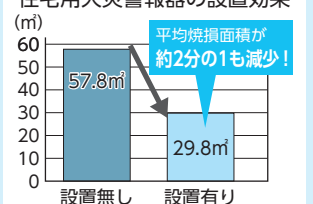
火災の発生を早期に見し、被害を軽減するため、未設置の場合は速やかに設置してください。

住宅用火災警報器は、電子部品の寿命や電池切れにより、火災を検知しないことがあります。設置から「10年」を目安に交換しましょう。また、設置時期を本体などに記入しましょう。

■放火防止5カ条を実践しましょう

- ▼家の周りには、燃えやすいものは置かない。
- ▼夜間、建物の周囲や駐車場は、照明を点灯して明るくする。
- ▼物置、車庫には鍵をかける。
- ▼車やバイクなどのボディカバーは、燃えにくいものを使う。
- ▼地域ぐるみで放火防止に取り組む。

住宅用火災警報器の設置効果



▲焼損面積の比較（過去10年間の平均値）

秋季全国火災予防運動について、詳しくは、市☎または市消防局公式X（旧Twitter）をご覧ください。

▼アカウント名 @Utsunomiya_119

▲市消防局公式X

